

社会福祉法人緑成会 実習生等受入規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑成会（以下「法人」という。）が運営する各事業所（以下「各事業所」という。）における実習生等の受入について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、実習生等（以下「実習生」という。）とは学校法人等から依頼された実習生、研修生、小中学校教員免許取得希望者等及び関係機関から依頼された実習生等をいう。

(実習生の受入れ)

第3条 施設長及び館長（以下「施設長」という。）は、実習生を受け入れるときは、実習生又は実習生の受入れを依頼する者（以下「実習依頼者」という。）から、あらかじめ当該実習の期間、内容等を明記した実習計画等を提出させるものとする。

2 施設長は、前記の実習計画等を受理した後、当該実習計画等の内容を検討したうえ、業務運営に支障のないと認められるときは、実習生を受け入れることができる。ただし、施設長は、実習生を受け入れることが適当でないと認められるときは、実習依頼者に対して、理由を付して受入れを拒否することができる。

(協力内容)

第4条 施設長は、実習生を受け入れるときは、次の各号に掲げる範囲内で協力するものとする。

- (1) 実習生に対する指導及び助言を行うこと。
- (2) 実習生に、利用者等に対する介護や交流等を体験させること。
- (3) 場合により食事の提供を行うこと。
- (4) その他施設長が特に必要と認めること。

(食費の徴収)

第5条 施設長は、食事の提供を行ったときは、実習生から食費相当額を徴収しなければならない。

(謝礼等の受入れ)

第6条 施設長は、実習生の受入れに伴い、実習依頼者から謝礼の申出があったときはこれを受け入れることができるものとする。

2 前項の謝礼等は、社会通念上妥当なものでなければならない。

(実習期間中の事故防止等)

第7条 施設長は、実習生を受け入れるに当たり、事故等の発生を防止するため、実習依頼者に対し、あらかじめ注意事項等(別紙1)を伝えるものとし、実習生が、その注意事項を遵守しない場合は、当該実習を中止することができる。

2 施設長は、実習期間中、当法人に責のない実習生の事故等、又は利用者等の事故等については、実習依頼者が加入している保険、又は実習生自らで対応することを求めるものとする。

(実習生の健康診断及び個人情報保護)

第8条 施設長は、実習生の受入れにあたって実習生の検便による細菌検査結果等の報告書の提出を求めることができる。

2 施設長は、実習生の受入れにあたって実習等により知り得た利用者等の個人情報及び法人情報について他に漏らさない旨の誓約書(様式1)の提出を求めるものとする。

3 施設長は、実習生がインフルエンザ等の感染症に罹患している場合には、実習生に対し、実習を延期又は中止することができるものとする。

(委任)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月19日に制定し、平成29年4月1日から施行する。

様式 1

誓 約 書

このたび社会福祉法人緑成会 事業所（以下「貴事業所」という。）の実習生として実習活動の上は、下記の事項を誓約し、厳守いたします。

記

- 1 次に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）について、貴事業所の許可なく使用及び漏洩しません。
 - ①実習活動上知り得た利用者の情報や秘密事項（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第33条）
 - ②貴事業所が秘密保持すべき対象として指定した情報
 - ③貴事業所の人事、財務等に関する情報
- 2 貴事業所から持ち帰る記録に秘密情報は記載しません。
- 3 利用者の氏名、通称を特定すること及び利用者の情報や評価等に関する内容について、ブログやウェブ掲示板への書き込みをしません。
- 4 実習終了後も、貴事業所の秘密情報を使用及び漏洩しません。
- 5 上記に違反して、貴事業所の秘密情報を使用及び漏洩した場合、私には、これにより貴事業所が被った一切の損害を賠償する義務があることを認めます。
- 6 インフルエンザ等の感染症に罹患した場合は、医師から治癒証明書が出されるまで実習を延期又は中止します。

平成 年 月 日

社会福祉法人緑成会

事業所

施設長

様

住 所

氏 名

㊟

別紙 1

実習の際の留意事項等

1、守秘義務

業務遂行の過程で、極めて個人的な情報が取扱われ実習でも日常的に触れることになるため、知り得た情報を漏らすことは厳に慎み細心の注意を払いましょう。(誓約書をいただきます)

2、人権の尊重

利用者は様々な生活上の問題(社会的、心理的、身体的等)を抱えている。利用者がどのような状況でも人としての尊厳を守らなければなりません。

3、実習姿勢

実習中は、礼儀正しく節度を守り、言葉遣いにも十分注意をしましょう。また実習は「現場に学ぶ」姿勢が大切であり、疑問に思ったときは、質問をし説明を受けよく理解して行動しましょう。(利用者の前では質問や提案はしないでください)それでも納得できないときは、実習依頼者に持ち帰り指導を仰いでください。

4、健康管理

実習中、体調に不安を感じたら速やかに実習指導者に申し出、指示を仰いでください。実習生はもとより場合によっては利用者にも感染の可能性があるので注意してください。

5、その他

実習中は、イヤリングや指輪等の装飾品やマニキュア等の過度な化粧、及び不快に感じる身だしなみでは実習ができませんので注意してください。また、飲酒によるアルコールが残っている場合も実習はできません。喫煙についても実習中はご遠慮ください。

※ なお、詳しい内容については、実習初日にオリエンテーションを行います。